

2011

11

観光PRで町に笑顔を！

■まい・あみ・アンバサダーの活躍に期待！

9月26日、『まい・あみ・まつり2011』で選ばれた『まい・あみ・アンバサダー』の3人が町長を表敬訪問しました。

真新しい制服に身を包み、少し緊張の面持ちでしたが、これからの活動に対する意気込みを語ってくれました。

10月4日に行われた『シーテック・ジャパン』を皮切りに、町内外のイベントで阿見町をPR。観光大使としての活躍が期待されます。



人と自然がつくる楽しいまち—あみ

●主な項目●

広報あみ

- まちの家計簿／平成22年度歳入歳出決算 … 2
- 平成24年度町保育所・私立保育園入所案内 …10
- 平成24年度放課後児童クラブ入会案内 …11
- 子ども手当が変わります …12
- 民生委員・児童委員協議会だより …13
- 第34回阿見町マラソン大会 …16

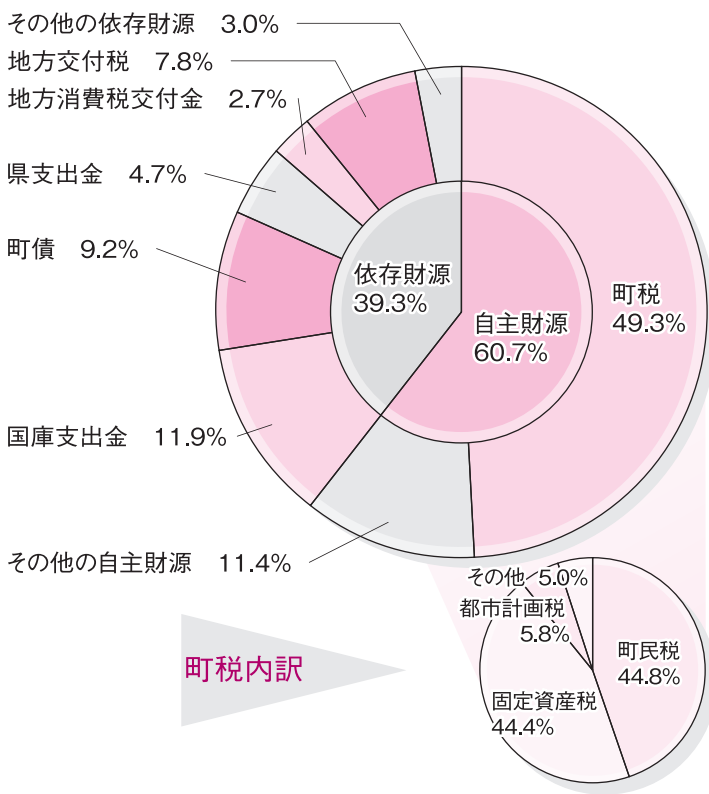
URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

まちの家計簿

平成22年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 153億810万4千円



歳入総額	153億 810万 4千円 (100.0%)
自主財源	92億 8977万 6千円 (60.7%)
町税	75億 4099万 8千円 (49.3%)
その他の自主財源	17億 4877万 8千円 (11.4%)
繰越金	8億 6441万 2千円 (5.6%)
繰入金	1421万 3千円 (0.1%)
諸収入	4億 2612万 8千円 (2.8%)
使用料・手数料	2億 2974万 円 (1.5%)
その他	2億 1428万 5千円 (1.4%)
依存財源	60億 1832万 8千円 (39.3%)
国庫支出金	18億 2084万 円 (11.9%)
町債	14億 590万 円 (9.2%)
県支出金	7億 2199万 7千円 (4.7%)
地方消費税交付金	4億 1366万 1千円 (2.7%)
地方交付税	11億 9219万 4千円 (7.8%)
その他の依存財源	4億 6373万 6千円 (3.0%)
地方譲与税	2億 625万 円 (1.3%)
地方特例交付金	7928万 7千円 (0.5%)
その他	1億 7819万 9千円 (1.2%)

一般会計

決算の概要

※()内は対前年度比率

歳入

は、前年度と比較して次の増減がありました。

● 増となった項目 ▼ 町税…

1億6396万3千円(2.2%)の増/大規模法人の業績回復等に伴う法人町民税の増など ▼ 地方交付税…3億6512万4千円(44.1%)の増/前年度および前々年度の法人町民税の減収に伴う清算措置等による普通交付税の増など ▼ 国庫支出金…2億6096万8千円(16.7%)の増/子ども手当国庫負担金の皆増など ▼ 町債…1億7390万円(14.1%)の増/臨時財政対策債の増など ▼ 減となった項目 ▼ 繰入金…3億2348万9千円(95.8%)の減/減債基金繰入金・公共公益施設整備基金繰入金の皆減など ▼ 諸収入…1億7942万9千円(29.6%)の減/荒川本郷地区都市再生機構負担金の皆減など

歳出

の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

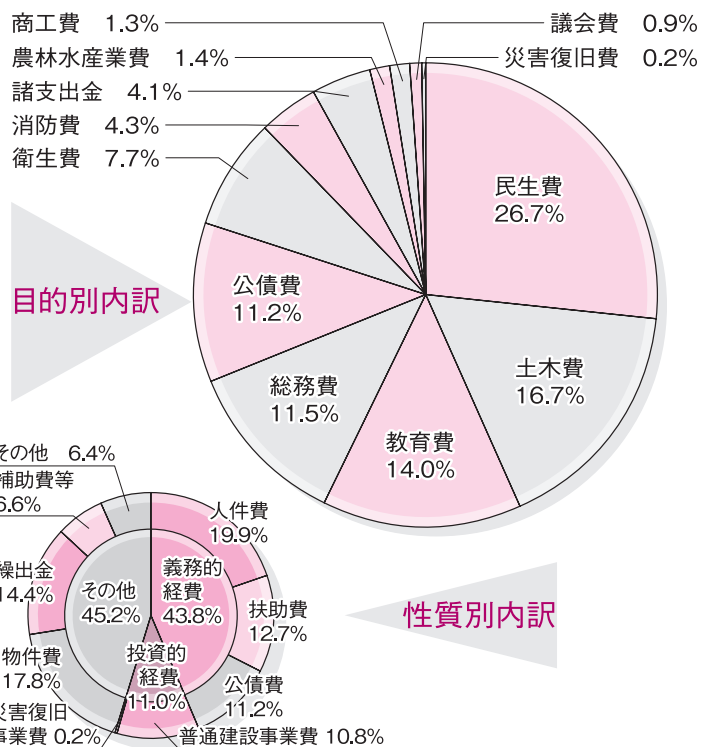
平成22年度一般会計の決算額は、歳入総額153億810万4千円、歳出総額141億3474万7千円となり、前年度と比較し、歳入については、5億7125万4千円（前年度比3.9%）の増、歳出については、2億6230万9千円（同1.9%）の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額（形式収支）は、11億7335万7千円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2億1391万5千円を充てると、実質収支額は、9億5944万2千円となり、前年度と比較し、2億3947万6千円の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入259億5625万円（一般会計153億810万4千円・特別会計106億4814万6千円）、歳出237億9104万5千円（一般会計141億3474万7千円・特別会計96億5629万8千円）で、歳入歳出差引額（形式収支）は、平成21年度の15億8215万6千円に比べ、36.9%増の21億6520万5千円となっています。

一般会計 歳出総額 141億3474万7千円

歳出総額	141億3474万7千円	(100.0%)
民生費	37億6958万4千円	(26.7%)
土木費	23億6077万3千円	(16.7%)
教育費	19億7716万7千円	(14.0%)
総務費	16億3214万8千円	(11.5%)
公債費	15億8593万1千円	(11.2%)
衛生費	10億9220万6千円	(7.7%)
消防費	6億728万7千円	(4.3%)
諸支出金	5億7430万2千円	(4.1%)
農林水産業費	2億237万4千円	(1.4%)
商工費	1億8124万9千円	(1.3%)
議会費	1億2895万3千円	(0.9%)
災害復旧費	2277万3千円	(0.2%)



● 増となった項目 ▼ 民生費：4億9688万6千円（15.2%）の増／子ども手当支給事業の増など ▼ 衛生費：6794万9千円（6.6%）の増／霞クリンセンター維持管理費の増など ▼ 商工費：871万5千円（5.1%）の増／阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の増など ▼ 土木費：6062万4千円（2.6%）の増／都市計画道路荒川沖寺子線整備事業の増など ▼ 消防費：1344万2千円（2.3%）の増／常備消防費職員給与関係経費の増など ▼ 災害復旧費：2277万3千円の増／災害復旧工事の増など ▼ 諸支出金：5億6365万円（5291.5%）の増／財政調整基金費の増など

● 減となった項目 ▼ 議会費：12万7千円（0.1%）の減／議員報酬関係経費の減など ▼ 総務費：8億7276万3千円（34.8%）の減／定額給付金給付事業費の皆減など ▼ 農林水産業費：1344万9千円（6.2%）の減／農業基盤整備事業の減など ▼ 教育費：7132万6千円（3.5%）の減／予科練平和記念館整備事業の皆減など ▼ 公債費：1406万5千円（0.9%）の減／利子償還費の減

人口一人当たりの歳入と歳出

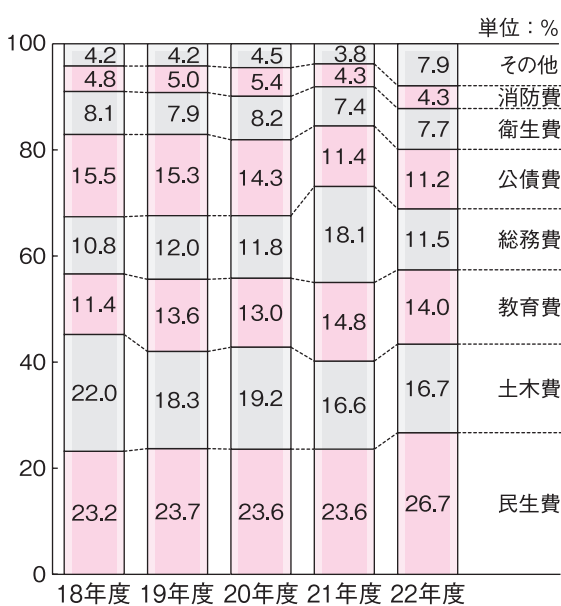
平成 22 年度総人口 47,878 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	29 万 5224 円 (100.0%)
民生費	7 万 8733 円 (26.7%)
土木費	4 万 9308 円 (16.7%)
教育費	4 万 1296 円 (14.0%)
総務費	3 万 4090 円 (11.5%)
公債費	3 万 3124 円 (11.2%)
衛生費	2 万 2812 円 (7.7%)
消防費	1 万 2684 円 (4.3%)
諸支出金	1 万 1995 円 (4.1%)
農林水産業費	4227 円 (1.4%)
商工費	3786 円 (1.3%)
議会費	2693 円 (0.9%)
災害復旧費	476 円 (0.2%)

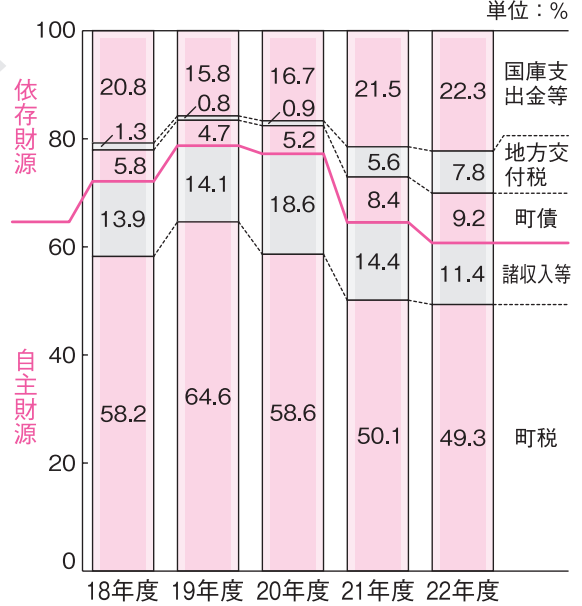
歳入

歳入総額	31 万 9731 円 (100.0%)
自主財源	19 万 4030 円 (60.7%)
町税	15 万 7504 円 (49.3%)
その他の自主財源	3 万 6526 円 (11.4%)
依存財源	12 万 5701 円 (39.3%)
国庫支出金	3 万 8031 円 (11.9%)
町債	2 万 9364 円 (9.2%)
県支出金	1 万 5080 円 (4.7%)
地方消費税交付金	8640 円 (2.7%)
地方交付税	2 万 4900 円 (7.8%)
その他の依存財源	9686 円 (3.0%)

過去 5 年間の推移



歳入



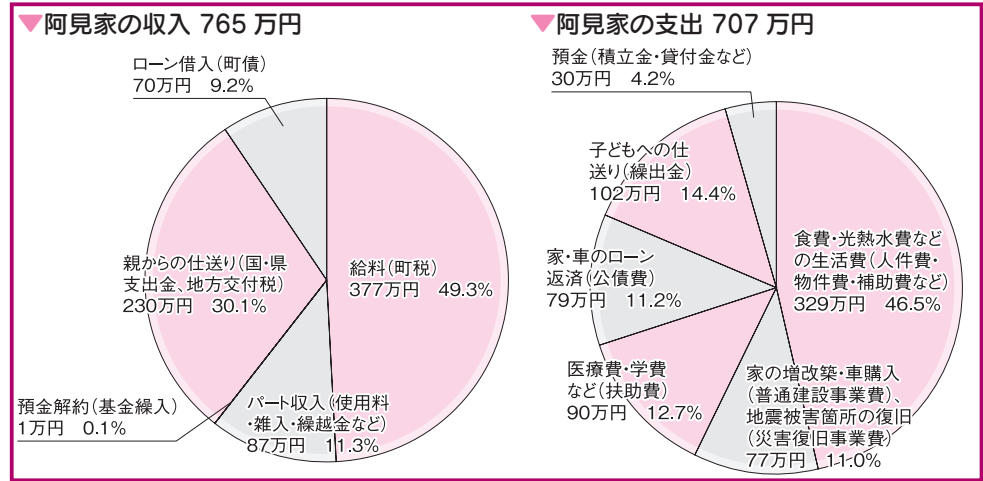
平成 22 年度の主な事業

- **総務費** ▼行政情報ネットワーク事業 7570 万円▼住民情報ネットワーク運営事業 1 億 3180 万円▼総合窓口整備事業 3867 万円▼災害対策費 2131 万円
- **民生費** ▼国民健康保険特別会計繰出金 4 億 19 万円▼後期高齢者医療特別会計繰出金 3 億 5589 万円▼介護保険特別会計繰出金 3 億 1327 万円▼障害者介護給付事業 2 億 4034 万円▼障害者地域生活支援事業 5774 万円▼医療給付事業 2 億 6843 万円▼子ども手当支給事業費 7 億 5693 万円▼保育所運営費 1 億 6347 万円▼民間保育所管理運営事業 1 億 9276 万円▼放課後児童健全育成事業 5760 万円
- **衛生費** ▼健康診査事業 4126 万円▼霞クリーンセンター運営費 2 億 295 万円▼霞クリーンセンター維持管理費 2 億 1622 万円▼龍ヶ崎地方衛生組合負担金 1 億 41 万円▼牛久市・阿見町斎場組合負担金 1 億 3934 万円
- **農林水産業費** ▼水田農業構造改革対策事業 1025 万円▼農業集落排水事業特別会計繰出金 6129 万円
- **商工費** ▼商工振興事業 4303 万円▼阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業 7705 万円
- **土木費** ▼道路橋梁維持補修事業 2 億 1115 万円▼道路新設改良事業 1 億 7412 万円▼都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業 2 億 9229 万円▼都市計画道路中郷・寺子線等整備事業 4622 万円▼公共下水道事業特別会計繰出金 7 億 6807 万円▼公園維持管理費 7366 万円▼中郷土地区画整理事業 1 億 1 万円▼本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金 1 億 3245 万円▼阿見吉原土地区画整理事業 1 億 235 万円
- **教育費** ▼幼稚園就園奨励事業 7254 万円▼小学校施設整備事業 3 億 8089 万円▼中学校施設整備事業 2 億 1758 万円▼給食センター運営費 2 億 1750 万円
- **災害復旧費** ▼公共公用施設災害復旧事業 2277 万円

平成 22 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

● 一般会計決算を1/2000に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめてみました(右図参照)

※ 収入 765 万円 - 支出 707 万円 = 58 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 貯金残高(一般会計基金) 213 万円・ローン残高(町債) 542 万円



収入のうち給料・パート収入・預金解約が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいといえます。町では約 60.7% が自主財源、約 39.3% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 694 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 329 万円、家の増改築や車の購入代 77 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 90 万円やローンの返済 79 万円などで 677 万円がかかります。家の増改築や車の購入代をローン借入でまかない、生活費などを節約した結果、今年度は将来に備え 30 万円を預金することができました。

車や住宅の購入(町では公園や道路の建設など)のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりをすすめていきます。

町債・基金の現在高

基金の現在高

町債の現在高

区分	22 年度末現在高(※)
一般会計	108 億 4825 万 円
特別会計	108 億 2914 万 5 千円
公共下水道事業	82 億 2316 万 2 千円
土地区画整理事業	14 億 3091 万 円
農業集落排水事業	11 億 7507 万 3 千円
公営企業会計(水道事業)	7 億 4186 万 6 千円

※ 22 年度末とは、平成 23 年 3 月 31 日現在です

基金等の名称	22 年度末現在高(※)
財政調整基金	16 億 6240 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	22 億 2662 万 3 千円
国民健康保険支払準備基金	1 億 3000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	5707 万 5 千円
農業集落排水事業債減債基金	5420 万 8 千円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	609 万 8 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

● 国民健康保険特別会計

歳入 51 億 4931 万 5 千円
 歳出 45 億 6552 万 4 千円

● 公共下水道事業特別会計

歳入 18 億 2553 万 7 千円
 歳出 17 億 4490 万 6 千円

● 老人保健特別会計

歳入 1508 万 3 千円
 歳出 1508 万 3 千円

● 土地区画整理事業特別会計

歳入 6 億 6061 万 6 千円
 歳出 3 億 7642 万 1 千円

● 農業集落排水事業特別会計

歳入 3 億 3135 万 2 千円
 歳出 3 億 858 万 1 千円

● 介護保険特別会計

歳入 20 億 6356 万 5 千円
 歳出 20 億 4380 万 4 千円

● 後期高齢者医療特別会計

歳入 6 億 267 万 5 千円
 歳出 6 億 197 万 9 千円

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入 9 億 7807 万 9 千円
 支出 8 億 5931 万 5 千円

資本的収入および支出

収入 5992 万 円
 支出 4 億 374 万 3 千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は、過年度損益勘定留保資金等で補填しました
 ※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■決算の総括

平成22年度における各会計歳入総額は25,956百万円、歳出総額は23,791百万円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支1,879百万円の黒字となりました。

基金残高は4,513百万円と前年度比587百万円の増額となり、公債残高は22,419百万円(水道事業を含む)と前年度比782百万円の減少となりました。

当年度、町税は景気の持ち直しの動き等による町内大規模法人の業績回復基調により、7,541百万円と前年度比164百万円の増加となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。

実質公債費比率は、前年度より0.8改善しています。これまで整備してきた大規模施設の起債償還分が減少傾向にあり、公債費充当一般財源等額が減少しているためです。今後もこの減少傾向が続くよう、起債の活用については十分考慮する必要があります。

将来負担比率は、公営企業債等繰入見込額・組合等負担見込額等が減少傾向にあり、また、財政調整基金の増により充当可能財源として基金が大幅に増加したため、比率は13.0改善しています。

資金不足比率については、該当する各特別会計である公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・

土地区画整理事業特別会計・水道事業会計の各会計とも資金不足がないため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

次に、財政力指数は、単年度で前年度の0.894から0.837に減少し、3か年平均でも0.991から0.925に減少しています。

財政力指数が減少した主な要因は、平成20年度および平成21年度の法人町民税の大幅減の影響が、平成22年度の基準財政収入額の減額要因として反映されているためです。

経常収支比率については、地方税・普通地方交付税および臨時財政対策債が増となるなど、経常一般財源総額が大幅に増加したため、前年度より6.7改善しています。

公債費の減少傾向により、実質公債費比率や将来負担比率が改善し、また普通地方交付税および臨時財政対策債等の経常一般財源総額の増加により、経常収支比率が大幅に改善していますが、経常収支比率の改善要因である普通地方交付税の増加については、平成20年度および平成21年度の法人町民税の大幅減を反映した一時的なものであり、今後減少に転じることが予想されます。

今後の財政運営については、欧米の財政危機問題を背景とした円高基調が町内大規模法人の業績に与える影響や、東日本大震災による消費マインドの一段の低下が歳入に与える影響が懸念されるところであり、財政構造の弾力性を確保する上からも、財政健全化への取り組みを引き続き強化する必要があると思われま

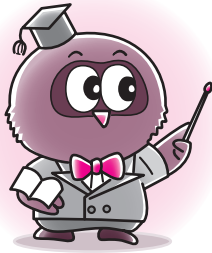
健全化判断比率・資金不足比率の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.48%】	地方税・地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものの、赤字の深刻度を示す
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.48%】	地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものの、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を示す
	実質公債費比率 10.2% (前年度 11.0%) 【早期健全化基準 25.0%】	公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標。公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費に充当された一般財源の額が、標準財政規模に占める割合。18%を超えると地方債協議制度における許可団体となり、25%を超えると起債制限団体となる
	将来負担比率 15.2% (前年度 28.2%) 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から、負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものの、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したものの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

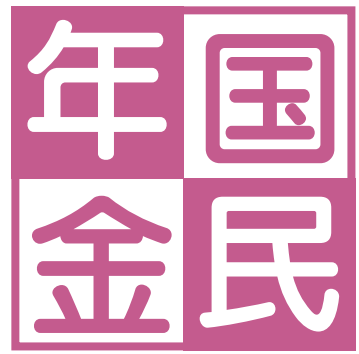
企画財政課財政係 ☎888-1111 (223) ▼ Eメール:kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp



もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件**
- 1 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
 - 2 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること
 - 3 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の
- ※特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
- ※4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付の承認を受けた期間は、一部納付額を納めないと未納期間扱いとなります

●20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成17年8月から
※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止

前日までに該当するようになり、請求したとき
※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日
●20歳前に初診日がある場合
20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左表参照）。

土浦年金事務所から

障害年金の受給権発生後に結婚や子の出生等があった人へ

■障害年金の配偶者や子の加算制度が改正されました

これまでは障害厚生年金等の加給年金額や障害基礎年金の子の加算額は、受給権が発生した時点で受給権者に生計を維持されている場合のみ加算され、受給権発生後に結婚した場合や子どもが生まれた場合等は加算の対象となりませんでした。

平成23年4月からは、受給権発生後の結婚や子の出生等でも、加算要件を満たす場合は、届出により加給年金額や加算額が加算されることになりました。ただし、同一の子を対象とした加算額と配偶者へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることができません。

年金受給者の人へ

■『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

課税対象となる受給者の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7169

- 年金額**
- ▼一級障害：98万6100円
 - ▼二級障害：78万8900円
- 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。
- 年金の加算額**
- 加算対象の子が1人目まで（1人につき）：22万7000円
 - 2人目以降（1人につき）：7万5600円
- 詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7169）まで

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

国保税 納めて安心 わが家の健康

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬 1 種類を 1 年間服用したと仮定（平成 22 年 3 月改正の薬価基準により計算）

※薬代のみ。技術料などは含まない。3 割負担の場合




※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

国の対策は？

ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、現在のところ、日本ではジェネリック医薬品のシェアが 20.2%（平成 21 年 9 月現在）であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいません。そのため、国では『平成 24 年度までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを 30%以上にする』という目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進策に取り組んでいます。

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



**ジェネリック医薬品
お願いカード**

私はジェネリック医薬品を希望します。

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品をお願いします。

◇ジェネリック医薬品を処方することができない、あるいはふさわしくない場合があることも十分理解しています。

▶▶ジェネリック医薬品お願いカード
発行・阿見町

平成 24 年度 町保育所・私立保育園入所案内

Hoik

平成 24 年 4 月 1 日からの町保育所・私立保育園入所希望者の申し込みを下記のとおり受け付けます。期間内に申し込まれた人について入所選考を行い、必要性の高い順に入所となります。また、現在入所申し込み中で、入所待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

■対象

保護者および65歳未満の同居の家族のいずれもが次のような常態にあり、児童を保育する人がいない場合に限ります。

- ① 日中、居宅外で労働している
 - ② 日中、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
 - ③ 日中、同居の親族を長期にわたって常時介護している
 - ④ 日中、震災・風水害・火災などの災害復旧に当たっている
 - ⑤ 日中、就学・技術取得をしている
 - ⑥ 妊娠中または出産後間もない
 - ⑦ 病気・負傷・心身に障害がある
- ※ 小学校の入学準備 ▶ 集団保育の経験や幼児教育の場としての利用 ▶ ほかの児童の保育に手がかかる一などの理由だけでは、入所できません

■申し込み受付

- 日時：12月2日(金)・3日(土) 両日とも午前9時～午後5時
- ※ 先着順ではありません
- ※ 書類不足の場合は受理できません

● 場所：役場3階301会議室

■申し込み時の必要書類

- 保育所入所申込書
- 家庭状況調査書
- 家庭で保育できないこと

わかる書類 ※同居している両親・祖父母(65歳未満)等の書類がそれぞれ必要

- 常勤・パート ▶ 勤務証明書
 - 内職 ▶ 内職証明書
 - 農業 ▶ 農業状況申立書(地域の民生委員の証明が必要)
 - 自営業 ▶ 自営状況申立書(地域の民生委員の証明が必要)
 - 出産 ▶ 申立書・母子手帳の写し
 - 病気・障害 ▶ 申立書・診断書
 - または障害者手帳の写し
 - 病人等の介護 ▶ 申立書・診断書
 - 就学 ▶ 在学証明書およびカリキュラム
- ※ 申し込み時の必要書類は、役場1階児童福祉課にありますので、事前に入手してください(11月から配布)。児童福祉課のホームページ(下記参照)からもダウンロードできます

■後日提出する必要書類

- 平成23年分源泉徴収票の写し または確定申告書の控え
- ※ 平成23年に所得税非課税世帯で、平成23年1月2日以降に転入した人は、前住所地の平成23年度(平成22年分)市町村民税課税証明書も必要です

■選考方法

後日、書類審査・面接等を実施。

■保育料

保育料は、保護者(両親)等の前年の所得税額の合計によって決まります。

※ 平成24年度保育料徴収基準による月額保育料は、後日お知らせします

※ そのほか必要経費につきましては、各町保育所・私立保育園でご確認ください

■バス送迎の対象

- 中郷保育所：実穀・吉原小学校区の3歳以上の児童
- 南平台保育所：君原・舟島小学校区の3歳以上の児童

■町外の保育所を希望される場合

阿見町以外の市町村保育所(園)に入所を希望される人は、11月18日(金)までに児童福祉課へ申込書の提出をお願いします。

■一時保育サービス(随時受付)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由などで保育できない状況が生じた場合、保育所で一時的に保育します。

● 対象：1歳以上の児童

※ 町保育所・私立保育園の定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

■平成 24 年度入所可能児童数 (9 月末現在見込み)

保育所	0 歳	1～2 歳	3～5 歳	所在地	電話番号
中郷	6	22	1	阿見 4002-5	887-3331
南平台	11	4	6	南平台 1-31-6	840-2081
二区	12	9	0	うずら野 1-29-11	841-2301
学校区	—	14	7	中央 1-3-2	887-2919
あゆみ(私立)	7	4	3	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり(私立)	12	6	15	曙 247-1	879-5155

※ 年齢ごとに入所基準審査で入所を決定

町保育所・私立保育園の見学を希望する人は、電話で各保育所・保育園に申し込みください

● 問い合わせ 児童福祉課 ☎ 888-1111 ▼ ホームページ：
http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/minsei-bu/jidofukushika/jidofukushika.htm

平成 24 年度

放課後児童クラブ入会案内

Jido Club

町では、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

阿見小学校区放課後児童クラブ／定員 70 人

- ▶場所 学校区児童館
- ▶対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

舟島小学校区放課後児童クラブ／定員 40 人

- ▶場所 舟島ふれあいセンター
- ▶対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

本郷小学校区放課後児童クラブ／定員 50 人

- ▶場所 二区児童館
- ▶対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

君原小学校区放課後児童クラブ／定員 30 人

- ▶場所 君原小学校
- ▶対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第一小学校区放課後児童クラブ／定員 120 人

- ▶場所 阿見第一小学校敷地内専用施設
- ▶対象 小学校 1 年生～6 年生

実穀小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▶場所 実穀小学校
- ▶対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第二小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▶場所 阿見第二小学校
- ▶対象 小学校 1 年生～6 年生

吉原小学校区放課後児童クラブ／定員 25 人

- ▶場所 吉原小学校
- ▶対象 小学校 1 年生～6 年生

共通事項

- ▶費用 保護者負担月額 4,000 円
- ▶休会日 土・日曜日（第 2 土曜日を除く）、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、天候等で臨時休校となった日
- ▶期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
- ▶時間 月～金曜日：下校時～午後 6 時 30 分 ※休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、第 2 土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 8 時～午後 6 時 30 分
- ▶対象 保護者が昼間家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 24 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要）

申し込み

- ▶受付日時 ①新規：12 月 2 日（金）・3 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む）②継続：12 月 5 日（月）～9 日（金）午後 1 時 30 分～6 時
- ▶受付場所 ①新規：役場 3 階 301 会議室②継続：各児童館・放課後児童クラブ
- ▶申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階児童福祉課・各児童館・各児童クラブにあります（11 月から配布）
- ▶その他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください▼定員を超えた場合、書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します▼保護者負担金の日割り計算は行いません▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受付できません

『養護学校生等放課後児童クラブ』および『母親クラブ』の入会案内は『広報あみお知らせ版』平成 24 年 1 月号（平成 24 年 1 月 13 日発送）でお知らせします

中学校卒業前までのお子さんを持つ人へ

子ども手当が変わります 申請をお忘れなく！



児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

■支給額 10月分～平成24年3月分

0歳～3歳未満		15,000円(一律)
3歳～小学校6年生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円(一律)

■支給月

▶平成24年2月(10月分～平成24年1月分)

▶平成24年6月(平成24年2月分・3月分)

■手続き方法

10月分からの手当を受け取るためには、これまで受給していた人も含め、対象となるお子さんを持つすべての人が、申請(認定請求)を行う必要があります。平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。4月以降に手続きした場合は、申請日の属する月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

▼9月分までの手当を受給していた人には、11月上旬に町から「子ども手当認定請求書」を送付しますの

で、内容をご確認のうえ提出してください

▼9月分までの手当を受給しておらず、対象となる年齢のお子さんを持つ人は、町からの案内が届きませんので、児童福祉課までお問い合わせください

▼公務員の人は勤務先での手続きとなりますので、勤務先へご確認ください

※次に該当する人は速やかに申請してください(平成24年3月末までに申請してもさかのぼっての支給はできません)。
▼10月以降に他の市町村から転入した人：転出した日の翌日から15日以内
▼10月以降にお子さんが生まれた人：誕生日の翌日から15日以内

■Q&A

Q どうして現在手当を受給している人も申請するのですか？

A 新しい法律により支給要件等に変更が加えられ、改めて支給対象となるかどうかを確認する必要があります。今までの児童手当・子ども手当は毎年6月に「現況届」の提出が

必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の人の負担軽減を図っていたこともあり、今回支給対象となるお子さんを持つすべての人に申請していただくことになりました。

Q 子どもが海外に住んでいる場合は手当をもらえないのですか？

A お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として手当はもらえません。ただし、お子さんが留学のための国外に住んでいる場合は支給の対象となる場合もありますので、児童福祉課までお問い合わせください。

Q 子どもが児童養護施設などに入所している場合は手当をもらえないのですか？

A お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所中の施設の設定者等が手当を受け取るようになります。

■注意事項

子ども手当を受給された人には、子どものすこやかな育

ちを応援するという趣旨にしがたがって、手当を用いなければならぬ責務が法律上定められています。万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、手当が子どもの育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子どもの将来を考え、有効に用いていただきますようお願いいたします。

11月は児童虐待防止推進月間です！

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

連絡をいただいた人の秘密は守られます(匿名でも構いません)。

■問い合わせ

▼児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 (24時間)

▼役場児童福祉課 ☎888-1111

民生委員・児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

～主任児童委員の活動～

主任児童委員

阿見中地区

高橋 一郎



主任児童委員制度は、平成六年に始まった制度で、厚生労働大臣から民生委員・児童委員として委嘱を受け、主任児童委員に指名されているものです。いじめや不登校・虐待等子どもを取り巻く諸問題に対応するために、児童福祉を専門に担当する委員として配置され、当町では各中学校に一人、計三人で担当しています。

主任児童委員は、地域担当委員と連携し、子どもの問題に対して支援や対応法を相談しながら活動を進めています。また、町で行われている実務者会議(ケース検討会議)に地域担当委員とともに参加し、問題の対応策を検討し、支援や援助を行っています。大切なことは、地域の様子が分かっている地域担当委員と連携を密にし、進めることだと思います。

主任児童委員は、民児協に所属しているので、全体会や

地区別・事項別部会等での研修、その他福祉の事業にも参加し活動しています。特に事項別組織として位置づけられている「児童生徒対策委員会」の委員長・副委員長を主任児童委員が担当し、会の運営に携わっています。この組織は、他の市町村にはありません。

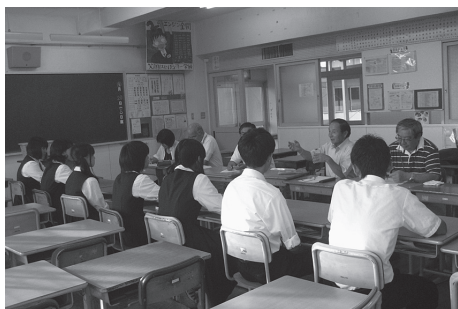


▲児童生徒対策委員会の様子

活動としては、小中学校の児童生徒の様子や問題等の把握に努め、学校と連携して問題の解決にあたっています。また、夏休みや冬休み等長期休業前には、各学校担当の地域担当委員とともに、学校を訪問し、休み中の児童生徒の指導対策について説明を受け、子どもたちの地域での生活の見守りや巡回パトロールにより、子どもたちの健全育

成のために協力をしています。学校訪問の日程や内容の連絡調整は主任児童委員が行っています。

民児協の地区別研修会で、毎年九月に各中学校で実施している「民生委員・児童委員と中学生との懇談会」があります。会の実施にあたっては、主任児童委員が学校との連絡調整を行っています。この会は十数年前に、今の中学生は、何をどのように考えているのか分からない、という意見があり、発足した研修の場であると聞いています。



▲中学生との懇談会の様子

懇談の内容については、各中学校でテーマを決めて行っています。ボランティアの問題・社会問題・部活動や進路の問題・交通安全の問題等広

範囲にわたっています。中学生の考えを聞くという態度で望むことを基本とし、中学生の色々な考えが分かる有意義な研修になっています。

以上、主任児童委員の活動の概要を述べましたが、今後も地域担当委員や関係機関と連携し、子どもの健全育成に努力したいと思っています。

●他の地区の主任児童委員

朝日中地区

長沼 繁代



竹来中地区

鈴木 穆



●活動状況および今後の予定
民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っています。

また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

介護 保険

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

日 日常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、具体的にどのようなようにすれば良いのでしょうか？ 今回は、利用までの手順についてご説明します。

利用までの手順

①	申請
②	要介護認定 主治医の意見書 認定調査 審査会の判定
③	認定結果通知
④	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼
⑤	介護サービス 計画作成
⑥	サービスの開始

① 申請

社会福祉課の窓口で、要支援・要介護認定の申請を行ってください。本人や家族以外でも、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。

65歳以上の人はどなたでも申請することができますが、40～64歳の人は、16種類の特定疾病に該当している必要があります。

申請に必要なもの

- ▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：社会福祉課の窓口にあります
- ▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人
- ▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人
- ※ 申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認ください

② 要介護認定

主治医の意見書：町が申請書に記入してある主治医（かかりつけ医）に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます

● 認定調査：町の担当者が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会います

お願いしています

※ 調査の主な内容は、▼ ベッドや布団からの起き上がりができますか？ ▼ 薬の内服が1人でできますか？
— など

審査会の判定：訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

お願ひしています
結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に認定結果通知が届きます。

④ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包

括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

※ 居宅介護支援事業所のほか、各サービス事業所の一覧は社会福祉課の窓口にあります

⑤ 介護サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。

地域包括支援センターの職員または居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議——などを行いながら作成します。作成した介護サービス計画（ケアプラン）は、本人の同意を得て決定されます。作成についての利用者負担はありません。

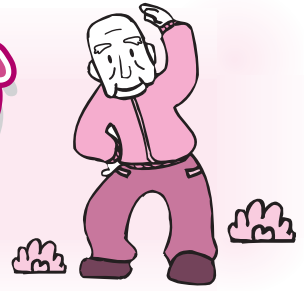
⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成した計画に沿って行われます。

サービス費用の1割は利用者負担となります。

地域で活躍する

シルバークラブ



～シルバークラブの活動と設立を支援しています～

シルバークラブを設立しませんか？

平成23年4月1日現在で町の65歳以上人口は9845人（総人口46705人）であり、高齢化率は21.1%となっており、その割合は年々増加しています。

町では、地域における高齢者の健康増進および介護予防、社会参加の促進と地域福祉の向上、生きがいづくり等を目的として活動するシルバークラブ設立の支援を行っています。

現在、町では66ある行政区のうち、33クラブが町シルバークラブ連合会に加入して活動しています。

単位シルバークラブ活動の特定事業（社会奉仕・健康増進・教養活動）に対しては、町から会員数に応じて補助金（年額3万円～6万円）を受けられます。

シルバークラブの設立方法や各種スポーツ大会、演芸大会の参加方法等で、分からないことは下記までお気軽にご相談ください。担当者が地域までお出かけしてご説明させていただきます。

第52回まほろば演芸大会

8月28日に本郷ふれあいセンターで約310人の入場者を迎え演芸大会が開催されました。

出演者はカラオケ18人、舞踊13組、その他3組で、計34組延べ60人が大観衆の前で日ごろの練習成果を思う存分に発揮し、ひとつひとつの芸が終わるたびに観客からのあたたかい拍手喝さいを受けました。

演目も色々あり、毎回出場者の技術が向上して、開演から終了まで常時満席となり、とても人気の高い行事の一つとなっています。



『いばらきねりんんスポーツ大会』町代表選手

『いばらきねりんんスポーツ大会』（11月9日開催）への町代表選手が左記のとおり選出されました。

『いばらきねりんんスポーツ大会』は、高齢者の競技者（60歳以上）から参加を募り、スポーツを通して健康づくりや仲間づくりを進め、高齢者の積極的な活動促進を図ることを目的として開催されます。代表選手の皆さまのご健闘をお祈りいたします。



町代表選手（敬称略）

- ▼グラウンドゴルフ：山本登（新町鶴亀会）・黒田忠宏（阿見健和会）・山崎伝一郎（掛馬たちばな会）・柳生実

- （掛馬たちばな会）・岡島俊一（中央東友愛会）・栗山昌子（埴清明会）▼輪投げ・

- 西郷区シルバークラブチーム（松浦進・浅見四男・石塚両子・浅見光子・宮本富江）▼クロケット：一区南福寿会チーム（佐藤信夫・川村稔子・山田せつ・若林勝行・若林定雄）▼ペタンク：西郷区シルバークラブチーム（宮本光雄・松浦都子・宗田成子・宗田典雄）

シルバークラブに関する問い合わせ

- 町シルバークラブ連合会（福祉センターまほろば内）
☎ 887-13969
- 社会福祉課高齢福祉係
☎ 888-1111（161）



まちの できごと

町内で6人が百歳到達 褒状・記念品贈呈

満百歳になる人へ国・県・町社会福祉協議会からそれぞれ褒状と記念品が贈られ、表彰のため天田町長が訪問しました。表彰を受けた人は、西村しづ江さん(写真左上)、糸井ヤスさん、谷古そめさん(写真右下)、大貫操さん、清浦キクさん(写真左下)、田上幸栄さんの6人で、町内で百歳以上の人は14人となります。



9月27日



阿見中野球部・バドミントン部・剣道部・弓道部・陸上部 県大会・関東大会で活躍

9月1日、県大会・関東大会で活躍した阿見中学校の生徒の皆さんが、天田町長に成績を報告するため来庁しました。野球部(写真左上)は県選抜中学校野球大会において、見事優勝しました。バドミントン部(写真右下)は、関東中学校バドミントン大会において、男子団体で第3位、男子ダブルスで鳥居裕太さん・山下大輔さんペアが第3位に入りました。また、剣道部は県民総合体育大会で寺田祐樹さんが第3位、弓道部は関東中学生弓道大会で、青山拓也さんが第3位、柳本里奈さんが第5位に入りました。陸上部は関東中学校陸上競技大会において、根本佳小里さんが1500mで第8位に入り、200mに澤田尚人さん、1年1500mに木下巧さんも出場しました(写真左下)。



近代化遺産の 案内表示看板を設置

新たに町指定文化財となった次の4か所の近代化遺産に、案内表示看板を設置しました。看板には、図面や挿絵を加えながら、その遺産が実際に活用されていた当時の様子が解説されています。現代に残った文化遺産の在りし日の姿を想像しながら、思いをさせてみてはいかがでしょうか。

- ▼霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕(一基)
- ▼霞ヶ浦海軍航空隊跡軍艦旗掲揚塔(一基/写真)
- ▼霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤(一基)
- ▼霞ヶ浦海軍航空隊士官宿舎階段親柱(一对)



お知らせ

Information

「障害者による作品展」作品募集

12月3日～9日の障害者週間に合わせて、障害者による作品展を開催します。作品のご応募・ご見学をお待ちしています。

▼期間 12月5日(月)～12日(月)

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 障害者による作品 ※壊れやすいもの・貴重品はご遠慮ください

▼対象 町内在住の身体・知的・精神障害者

▼申込期間 11月30日(水)まで

▼申込方法 直接左記に持参して申し込む

▼問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎88812943

「介護教室」受講生募集

▼日時 ①11月28日(月)午後1時30分～4時30分 ②12月5日(月)午後2時～4時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

「介護者交流会」参加者募集

在宅で高齢者等を介護している人を対象に、交流会を実施します。

▼期日 12月2日(金)▼5日(月)▼6日(火)▼10日(土)

※都合のよい日を1日お選びください

▼時間 午前10時30分～午後2時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①救急蘇生法・AED ②介護と税金

▼講師 ①町消防署職員 ②根本明人氏(税理士)

▼対象 町内在住・在勤で、介護に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます

▼募集人数 ①25人 ②30人程度

▼参加料 無料

▼申込期間 11月18日(金)まで

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 町地域包括支援センター ☎88718124

「寄せ植え体験とクリスマス飾り作り」

▼内容 『寄せ植え体験とクリスマス飾り作り』

▼参加料 1350円

▼申込期間 11月25日(金)まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町社会福祉協議会 ☎88710084

男女共同参画チャレンジ支援セミナー開催

▼期日 11月29日(火)

▼時間 午後1時～3時

▼場所 女性プラザ男女共同参画支援室(水戸市三の丸/いばらき就職支援センター内)

▼内容 『自分を魅せるおもてなし』(こころ豊かな関係を築く)『職場や地域活動、再就職や起業などにおいて、仕事や活動が円滑に展開できるように、人をもてなす気持ちの表現方法(おもてなしの心)』ホスピタリティ・マインド)について学ぶ)

▼講師 先崎キヨ子氏(ティールエキスパート協会会長)

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼その他 駐車場は県三の丸庁舎を利用

▼問合せ 県女性青少年課女性プラザ男女共同参画支援室 ☎029123313982

あなた一人で悩んでいませんか

人にはみな人権があり、それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっております。水戸地方方法務局および県人権擁護委員連合会は、平成12年度からさまざまな活動を通じて女性の人権問題に取り組んできました。その一環として、悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話「女性の権利ホットライン」を設置しました。

職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けています。秘密は厳守します。

▼期間 11月14日(月)～20日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7時 ※土・日曜日:午前10時～午後5時

▼電話番号 057010701810(全国共通ナビダイヤル)

▼相談員 人権擁護委員・法務局職員

▼問合せ 水戸地方方法務局人権擁護課 ☎0291222719919

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

建業業知事免許(般-19)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-70
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【梅板谷 和】阿見町中央 1-5-32

地震がきても安心できる住まい。家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

美しいデザイン・雨音が静か軽いから地震に強い丈夫で優れた耐久性リフォームにも最適

詳しいはお問合せ下さい。

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

LIXIL 住宅用ブルー

屋根材 T-ルーフ

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(3)第5548号

阿見町中央 1-5-32
(有)美都和ワ TEL.029-891-2200

『弁護士による無料法律相談会』開催

町消費生活センターでは、消費生活に関する相談や多重債務などでお困りの人を対象に、無料法律相談会を開催します。

当日は、弁護士と消費生活相談員が同席して相談に応じます。お気軽にご相談ください。

▼期日 12月14日(水)
▼時間 午後1時～4時(1人30分程度・予約制)

▼場所 役場3階302会議室
▼対象 原則、町内在住・在勤の人。次のいずれかに該当する場合、受付できません▼同じ相談を継続して希望する人

▼現在調停または裁判中の人
▼募集人数 4人(定員で締切)
▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町消費生活センター
☎888-11871 ※土・日・祝日を除く午前9時～正午および午後1時～4時

▼入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼期日 11月15日(火)
▼時間 午前10時～正午
▼場所 (社)町シルバー人材センター

ター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

『マイホームのミニ営繕』引き受けます

マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。

▼問合せ (社)町シルバー人材センター ☎888-2036

狩猟のマナーを守りましょう

11月15日～平成24年2月15日は狩猟期間です。毎年、ハンターのマナー違反について苦情が多く寄せられています。次にあげる行為は『鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律』により違反となりますので、見かけた場合は110番通報をしてください。

▼猟銃を公道上で、包みをとった状態で持ち歩く行為。また、道路上で発砲する行為(公道横の法面でも違反です)

▼日の出前、日の入り後の狩猟行為
▼住宅・学校・寺・神社・墓地での発砲
▼住宅・学校など建物から300m以内の場所での発砲

▼問合せ 牛久警察署 ☎871-0110
▼阿見地区 交番 ☎888-0110

『あみ・大好き青空市』開催・出店者募集

第6回青空市が左記のとおり開催されます。地産地消・地域再生を主旨に、地元の新鮮で安心な野菜や手作りの飲食品・工芸品などの販売、こども体験教室や和太鼓演奏、パネル展示が行われます。地域の皆さん、ぜひご参加ください。また、この青空市の主旨にふさわしい新しい出店者も募集しています。

▼期日 11月20日(日)
▼時間 午前10時～午後2時30分
▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』前広場

▼問合せ あみ自然再生ネットワーク事務局 荻島 ☎090-3404-1395

自衛官募集

▼試験種目 陸上自衛隊高等工科学校生徒
▼受験資格 平成24年4月1日時点で、15歳以上17歳未満の男子

▼受付期間 11月1日(火)～平成24年1月6日(金)まで
▼試験期日 1次・平成24年1月14日(土) 2次・1月28日(土)

日(土)～31日(火)までのうち指定する1日

▼問合せ 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-64-3351
▼ホームページ: <http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/>

公的年金等に係る雑所得を有する人へ

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※右記に該当する人であっても、例えば医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができません

※右記に該当する人であっても、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります

※右記に該当する人であっても、住民税の申告は必要です

▼問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 11月19日(土)
10:00AMより本校にて

※中学校・ホームページよりお申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～一人一人が主役になれる～

<入試説明会> 11月20日(日)
10:00AMより本校にて

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

11月3日(木)・23日(水)は開館します

●第4回特別展『重キ務メヲナシオヘテ—除隊記念品展』開催

明治維新により近代国家としての一步を歩み出した日本。大日本帝国憲法に徴兵の義務が明文化され、成人男性は一定期間兵役の義務を負いました。無事に満期をむかえ故郷に帰った人たちは、帰郷のあいさつも兼ねて記念品を配りました。今回の展示では、盃を中心とした明治期の除隊記念品とあわせて、当館所蔵の陸軍関係資料を展示します。

開催日時 11月29日(火)～平成24年3月25日(日)
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

場所 予科練平和記念館 20世紀ホール
観覧料 常設展観覧料に含まれます / 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)
※()内は20人以上の団体および各種割引・カード提示による割引料金

●予科練平和記念館「第2回レコード鑑賞会」(参加無料)

期 日 11月12日(土)
時 間 午後5時～6時(閉館後開催)
場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール
内 容 「若鷲の歌」「決戦の大空へ」など、昭和歌謡を中心に8曲を予定(第1回と演目を若干かえて開催する予定です)

●予科練平和記念館歴史調査委員講演会「連合艦隊司令長官山本五十六元帥が阿見町に残したもの」開催

山本五十六と阿見町とのつながりを基に、山本五十六が残した精神遺産等の数々について、エピソードを交えて講演します。

期 日 11月20日(日)
時 間 午後2時～3時(予定)
場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール
講 師 井元潔氏
観 覧 料 常設展観覧料が必要になります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:11月10日(木)12月1日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 48,011人 (+ 36) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,225世帯 (+ 22) ▽()内は前月比
(10月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

11月の納税等

国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(5期)
納期限 11月30日(水)

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月26日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 9月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	13人(+ 2)
出場件数	18件(+ 2)	中 傷
		2人(- 1)
		重 傷
		2人(+ 2)
※救急車の適正な利用を お願いします	死 亡	0人(± 0)
	合 計	17人(+ 3)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店